

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年2月16日(金)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・7 椋下^{むくした} 保^{たもつ}・14 宮本^{みやもと} 政春^{まさはる}・15 守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}
16 中谷^{なかに} 秀也^{ひでや}・17 西森^{にしもり} 偉統^{よしのり}・18 結城^{ゆうき} 晋三^{しんぞう}・20 諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}
22 中野^{なかの} たつ子^{かたおか}23 片岡^{まさいく} 眞郁

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 6 田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・7 椋下^{むくした} 保^{たもつ}

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第2回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席はなく全員出席です。 それでは議事録署名者を指名させていただきます。6番 田口慶則委員、7番 棕下 保委員、よろしくお願いします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。 報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告します。</p>
事 務 局	<p>それでは、失礼ですが、座って説明させていただきます。よろしくお願いします。 それでは議案書の1ページから3ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から12で、3ページの合計欄をお願いします。合計件数は12件、合計面積が、3万4,245㎡、内訳としまして田が3万4,050㎡、畑が195㎡でございます。 これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から6で、件数は6件、合計面積は2万3,536.91㎡で、内訳としまして田が1万3,612㎡、畑が9,924.91㎡でございます。 これにつきましては、相続の届出でございます。 現況地目が宅地になっているところがございますが、無断転用の可能性もありますので、届出人に対して指導させていただいております。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で380㎡です。 7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1及び番号2、これが長屋住宅用地、番号3、一般個人住宅用地、以上、件数は3件で、合計面積は3,359㎡、内訳としまして、田が1,137㎡、畑が380㎡、その他ですが、これは台帳地目が山林となっている農地で1,842㎡でございます。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。 それでは議案事項に入らせていただきます。 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 (有) _____ 代表取締役 _____、申請地 久居明神町風早____、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 1 9 8 m²。

これにつきましては、平成6年に転用目的で造成をされまして、そのままの状態では放置されております。経過報告書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 家城、申請者 _____、申請地 白山町北家城八幡____、台帳地目 雑種地・現況地目 田、面積 6. 1 8 m²外1筆で合計面積 1, 6 0 7. 1 8 m²。

これにつきましては、申請地を隣接地と一体で転用し、全体面積で7, 3 7 2 m²の牧場施設用地とするものです。

なお、隣接地の転用につきましては議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請でご審議のほうをお願いいたします。

農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地区域内農地になります。

番号3、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町二本木落合____、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 2, 8 0 6 m²外1筆で合計面積 4, 0 6 5 m²。

これにつきましては、申請地を平成26年11月ごろから残土及び資材置場用地として利用されておまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 倭、申請者 _____、申請地 白山町上ノ村小山口____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 1 1 4 m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、5 3 1. 3 6 m²、利用率といたしましては全体面積の4 7. 7 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 八ッ山、申請者 _____、申請地 白山町山田野田中名____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 7 8 8 m²の内7 6 6. 0 5 m²、外1筆で合計面積 9 8 8. 0 5 m²です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、2 7 5. 4 7 m²、利用率といたしましてはメンテナンススペース及び資材置場に利用する部分があるということで、全体面積の2 7. 9 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で、合計面積は、7, 9 7 2. 2 3 m²、このうち田が7, 9 6 6. 0 5 m²、その他ですが、これは台帳地目が雑種地となっております農地ということで、これが6. 1 8 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。
去る9日に現地を確認してまいりました。
詳細については、先ほどの説明どおりでございまして、場所は_____の北側に位置し、花屋を営む者が隣接地に駐車場がないことから借りようとするものです。
現地確認は、農業委員の椋下さん、諸戸さんと私、そして地元推進委員、事務局と見てまいりました。
何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。
2月9日に現地確認を申請者、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、中谷、西森両農業委員、それから事務局でしてまいりました。
場所ですが、_____と_____の間で_____から下がってきたところです。事務局の説明どおり、何ら問題ないと判断はさせていただいております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
3番目、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。
9日に守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、西森、中谷の両農業委員、事務局、_____代表の方と確認してまいりました。
場所は、_____の西に位置します。
以前、水田として使っていた模様ですけれども、耕作不良であることから、残土置場という形で使われるようになったとの始末書も出ておりますので、問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。
続きまして、4番ですけれども、これも9日に守山会長、諸戸部会長、西森、中谷の両農業委員、地元推進委員、あと施工業者の方と確認をしました。
場所は、_____から_____へ向かう信号の西側へ約50メートルのところです。
隣接地は、以前に太陽光発電の許可を得て施設が完成しておりまして、何ら問題はないかと思えますので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。
5番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。

これも2月9日、中谷、西森両農業委員と事務局、それから業者さんにも立ち会っていただきました。

場所は、_____から、_____を下って左岸側、約500メートルのところに位置します。

この_____という場所は、既に転用許可が内申請でおりておりまして、残りの部分に太陽光をつくりたいとのことでした。

また、この下の_____というのは、一段低いところにあるところで、新たに太陽光をするというような内容でした。

現場的には雑種地というような形でしたので、転用されてもいいかなという判断をさせていただきました。

あとは事務局の説明どおりということです。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明ございましたが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願（所有権移転）を議題といたします。
事務局、説明願います。

事務局 議案書9ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 倭、受人（株）_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町佐田堂坂_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 211㎡外1筆で合計面積 465㎡。

これにつきましては、平成28年12月16日に、転用目的、太陽光発電施設用地で許可した案件になりますが、事業主に変更が生じたということで許可の取消願が提出されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

中谷委員 16番、中谷です。
28年に許可を得た案件でして、事務局の説明どおり、事業主変更のためと

いうことですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明ございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することに決定したいと思います。

事務局 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は10ページから12ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 502㎡外2筆で合計面積 1,291㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、678.6㎡、利用率といたしましては転用面積の52.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,378㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、682.5㎡、利用率といたしましては転用面積の49.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 479㎡外1筆で合計面積 581㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、次の番号4と一体で設置されるということで686.4㎡の設置面積となります。利用率といたしましては転用面積1,390㎡の49.4%ということでございます。

農地区分につきましては、第2種農地と判断しております。

番号4、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 776㎡外1筆で合計面積 809㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、先ほどの番号3と一体で設置されるということで、同じく686.4㎡、利用率といたしましては合計転用面積1,390㎡の49.4%ということでございます。

農地区分につきましては、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 780㎡外1筆で合計面積 1,500㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、次の番号6と一体で設置されるということで、パネルの設置面積につきましては686.4㎡、利用率といたしましては、不整形地であるということで合計転用面積2,247㎡のうち30.5%の利用率になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 747㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、先ほどの番号5と一体で設置されるということで、686.4㎡、利用率といたしましては、同じく30.5%の利用率という状況でございます。

農地区分につきましては、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 久居、受人 _____、渡人 亡き _____ 遺言執行者 行政書士 _____、申請地 新家町己改 _____、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 396㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場及び倉庫用地とするものですが、平成16年からこの目的で既に使用されておりまして、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町上鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 575㎡外1筆で、11ページをご覧いただきたいと思っております。合計面積は1,127㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、利用率といたしましては全体面積の47.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高岡、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,285㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を牛舎建

築用地とするものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地区域内農地になります。

番号10、地区 高岡、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,959㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を同じく牛舎建築用地とするものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地区域内農地になります。

番号11、地区 家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町北家城八幡 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,464㎡外1筆で合計面積 2,892㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接地と一体で転用し、全体面積が7,372㎡の牧場施設用地とするものです。

なお、転用する隣接地は先ほど議案第1号、番号2の案件と、この後の番号12と番号13の案件になります。

農地区分は、農業振興地域内の農用地区域内農地になります。

番号12、地区 家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町北家城八幡 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,025㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、先ほどと同様、申請地を牧場施設用地とするものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地区域内農地になります。

番号13、地区 家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町北家城八幡 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,457㎡外1筆で合計面積 1,854㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、同じく申請地を牧場施設用地とするものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地区域内農地になります。

番号14です。地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町佐田堂坂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 211㎡外1筆で合計面積 465㎡。

これにつきましては、議案第2号で取り消しをさせていただきました案件の新たな申請ということになります。受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、234.72㎡、転用面積の50.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 155㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、320.64㎡、一体利用します隣接宅地との全体面積574.83㎡ございまして、このうちの55.8%が利用率という状況になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川中津 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 92㎡外3筆で、12ページをご覧いただきたいと思います。合計面積が757㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場、駐車場及び進入用道路にするものです。

なお、_____の土地につきましては渡人の祖父の代から既に転用されておりまして、始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上で件数は16件、合計面積は、1万9,221㎡、このうち田が1万6,779㎡、畑が2,442㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番から7番、ちょっと多いですけどお願いいたします。

田口委員

6番、田口です。

去る2月9日の午後に守山会長、諸戸部会長、私と地元推進委員、あとは事務局で見てまいりました。

場所は、_____から南へ約200メートルのところで、太陽光ということですので、何も問題ないと思います。

それと7番は、去る9日の午前中に見てまいりました。

場所は_____から南へ約100メートルのところで、諸戸さん、棕下さん、私と事務局、地元推進委員で見てまいりまして、何ら問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

8番、申し上げます。

棕下委員

7番、棕下でございます。

去る2月9日に会長、部会長、それから地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。

場所は_____から西へ約300メートルのところでございまして、事務局説明のとおりでございまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議長

ありがとうございます。

9番、10番申し上げます。

片岡委員

23番の片岡でございます。

これも2月9日、守山会長初め諸戸部会長、それから宮本委員、私と地元推進委員、それから事務局にもお世話になり、申請者の_____も行っていただきました。

事務局からの説明のとおりでございます。立派な施設を建てようということで計画をされております。またご審議いただきたいと思っております。よろしくお願

いします。

議長 ありがとうございます。
11番、13番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。
これは、先ほどの議案第1号にも出てきました現地の場所は同じところで、現場で立ち会いしていただいた委員さんも同じですが、会長、部会長、それから地元推進委員と事務局でしてまいりました。事務局の説明どおりですが、かなり大きな施設が建つような話だと伺いました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
14番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。
9日に西森、中谷両農業委員と地元推進委員、それと事務局で確認をしてもりました。
議案第2号にありました取り消しのされた土地であります。
場所は、_____の西側で、_____の南側にある_____です。
何ら問題はないかと思しますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
15番、お願いします。

結城委員 15、16と説明をいたします。
9日に地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしてまいりました。
渡人は太陽光をすることで申請地の管理ができようになる、受人は太陽光をしないと、太陽光施設を設置したいので、当該地を取得したいということでございます。
下之川の16番ですが、これも9日に、地元推進委員と現地を確認いたしました。
受人に_____と_____の申請地、これはちょっと地番を見てもらおうかな。申請地、ちょっと奥に山根のところに、_____さんの持ち分の山がございまして、そこの材木を切り出して置き場にしたいということです。
それから_____については、申請地は日当たりがよいので、チップの乾燥場にしたいということでございます。
それから_____については、_____の宅地への進入路ということでございます。
渡人は遠方で、現在住んでおられませんので管理が困難となるため、譲渡したいということでございます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。
議案第4号 非農地証明願いについてを議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。
議案第4号 非農地証明願いについてでございます。
番号1、地区 栗葉、願出者 _____外1名、申請地 森町下山田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 692㎡外1筆で、合計面積 1,188㎡です。
これにつきましては、提出いただいております固定資産課税台帳記載事項証明書によりまして、昭和52年には倉庫が建築されていたことが確認できます。
件数はこの1件で、この案件につきまして、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。
去る2月9日、守山会長、諸戸部会長、それから地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。
場所は、_____があり、これより西約50メートルのところでございます。
事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議 長 地元委員の説明がございました。
皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか、よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思います。
次に別冊としてお配りいたしました議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧いただきたいと思
います。

下の合計欄のところでは、

まず、久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8万7,804㎡、
畑の賃貸借、使用貸借で2万176.72㎡、契約件数は75件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で合計8,9
78㎡、契約件数は3件でございます。

白山地区につきましては、集積はございませんでした。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,907㎡、畑の使用貸借で6
51㎡、契約件数は5件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせまして9
万8,689㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で2万827.72㎡、合計契約
件数は83件で、合計面積は11万9,516.72㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の集積状況といたしましては久居地区が35件、一志地区が1件、美
杉地区2件、合計件数38件で、合計面積は7万2,427㎡でございます。

今回の利用集積計画のうち、件数で45.8%、面積では60.6%が認定
農業者のほうに集積されたという状況でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さんのご意見
をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これに
ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については適正であると認め、市
長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これもちまして、第2回 第2農地部会を閉会します。

午後2時40分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

平成30年2月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____